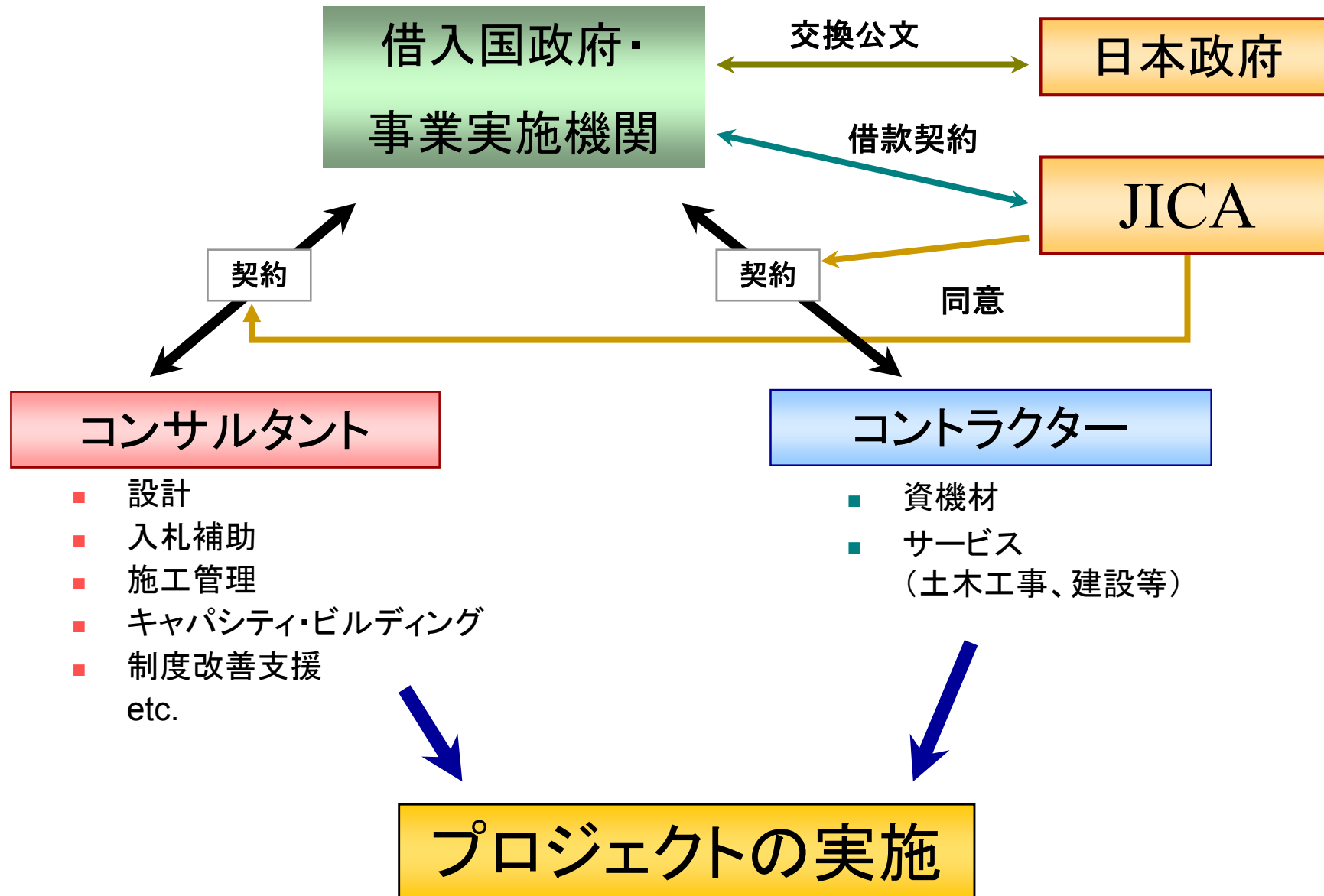


円借款事業実施の仕組み



「日越ODA腐敗防止合同委員会」で合意された改善策の概要

ベトナム側措置

(1) 調達(契約)手続きの公平・透明性向上

- ① 契約事前チェックへの第三者機関の参画
- ② 大口調達情報(応札・落札企業名、契約金額等)を政府広報誌、HPで公開
- ③ 応札業者に対する入札結果の説明義務づけ
- ④ 円借款事業に対する調達事後監査を開始

(2) 個別腐敗事案の早期探知と厳正対処

通報制度確立と情報提供者の保護(含、外国人)

(3) 腐敗防止の制度・体制強化

- ① 「反汚職国家戦略」策定と行動計画の早期実行
- ② 実施機関及び入札企業が遵守すべき倫理規程の策定

日本側措置

(1) 公平・透明性向上

- JICA関与の強化により既存の事前・事後チェックを一層強化
- ① コンサルタント契約へのJICAの事前同意において、必要ある場合に応札書類を提出させ精査
 - ② JICAが行う事後監査の対象に、コントラクターに加え、コンサルタントの調達を追加

(2) 競争性向上

競争入札を基本とする円借款事業の競争性を更に向上

- ① コンサルタント選定に価格評価の要素を導入(但し、引き続き技術評価中心)
- ② 既に例外である随意契約の適用範囲を更に厳格化

(3) 腐敗防止の制度・体制強化

日本側で不正腐敗に関する情報の処理体制を整備(相手国政府の説明義務の明確化等)

(4) コンサルタント業界によるコンプライアンスの取組強化

以上について日越双方で合意し、今後、対ベトナムODA政策協議、円借款協議等の場を活用し、進捗状況をフォローアップしていく。